

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年8月30日(2024.8.30)

【公開番号】特開2023-16285(P2023-16285A)

【公開日】令和5年2月2日(2023.2.2)

【年通号数】公開公報(特許)2023-021

【出願番号】特願2021-120506(P2021-120506)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月22日(2024.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を実行し、有利状態に制御可能な遊技機であって、
可動体と、

可動体制御手段と、を備え、
通常状態と、該通常状態よりも有利な特別状態と、があり、
所定表示領域に前記有利状態に関する所定表示を表示可能であり、
特別表示領域に前記特別状態中に態様が変化可能な特別表示を表示可能であり、
前記所定表示領域における前記有利状態に関する所定表示は、前記特別状態中に態様が変化せず、

前記可動体制御手段は、電源投入がされた場合、前記可動体が正常に動作することを確認するための動作により該可動体を動作させる確認動作制御を行うことが可能であり、
前記確認動作制御は、前記特別表示領域に対して、前記所定表示領域よりも前記可動体が重畳しないように該可動体を動作させる制御であり、

電源投入がされたときに起動準備表示を表示可能であり、

前記可動体制御手段は、前記起動準備表示の表示が開始された後に前記確認動作制御を開始することが可能であり、

前記可動体には発光手段が設けられ、

遊技者の調整操作に基づいて前記発光手段の輝度を変更可能であり、

前記確認動作制御中において前記発光手段を特定態様とする特定発光制御を実行可能であり、

前記調整操作が行われても、前記特定発光制御中の前記発光手段の輝度を変更しない、
ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

動作可能な可動体を備え、図柄の可変表示が行われているときに可動体を動作させる可動

40

50

体演出を実行可能な遊技機において、電源が投入されたときや停電が生じた後に復旧したときに、可動体を演出動作と同様に動作させる初期動作（ロングイニシャル動作）や、可動体を演出動作の一部を省略して動作させる初期動作（ショートイニシャル動作）を実行可能なものがある（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

10

【特許文献1】特開2015-113217号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

特許文献1の機能や構成を有する遊技機において、商品性を高める余地があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(1) 可変表示を実行し、有利状態に制御可能な遊技機であって、
可動体と、

可動体制御手段と、を備え、

通常状態と、該通常状態よりも有利な特別状態と、があり、

所定表示領域に前記有利状態に関する所定表示を表示可能であり、

特別表示領域に前記特別状態中に態様が変化可能な特別表示を表示可能であり、

前記所定表示領域における前記有利状態に関する所定表示は、前記特別状態中に態様が変化せず、

前記可動体制御手段は、電源投入がされた場合、前記可動体が正常に動作することを確認するための動作により該可動体を動作させる確認動作制御を行うことが可能であり、

前記確認動作制御は、前記特別表示領域に対して、前記所定表示領域よりも前記可動体が重複しないように該可動体を動作させる制御であり、

電源投入がされたときに起動準備表示を表示可能であり、

前記可動体制御手段は、前記起動準備表示の表示が開始された後に前記確認動作制御を開始することが可能であり、

前記可動体には発光手段が設けられ、

遊技者の調整操作に基づいて前記発光手段の輝度を変更可能であり、

前記確認動作制御中において前記発光手段を特定態様とする特定発光制御を実行可能であり、

前記調整操作が行われても、前記特定発光制御中の前記発光手段の輝度を変更しない、
ことを特徴としている。

この特徴によれば、商品性を高めることができる。

尚、本発明は、本発明の請求項に記載された発明特定事項のみを有するものであって良いし、本発明の請求項に記載された発明特定事項とともに該発明特定事項以外の構成を有するものであっても良い。

40

50